

令和6年度

守山市社会福祉協議会 事業計画・予算の概要



守山市社協マスコットキャラクター

もりぴー

社会福祉
法人

守山市社会福祉協議会

守山市社会福祉協議会の概要

名 称 社会福祉法人 守山市社会福祉協議会

設 立 昭和 41 年 6 月 9 日 社会福祉法人認可

目 的 社会福祉協議会は、①社会福祉を目的とする事業の企画および実施、②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成、④このほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と位置づけられています。

(社会福祉法第 109 条より)

組 織 社会福祉協議会は、地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間団体です。

守山市社会福祉協議会は、住民、会員、学区社協、自治会、地域団体、企業、学識経験者、福祉保健専門機関・団体・施設等により構成されています。

活 動 社会福祉協議会は、次の原則をふまえ、各地域の特性を生かした活動をすすめます。

- 1 【住民ニーズ基本の原則】 広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめます。
- 2 【住民活動主体の原則】 住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめます。
- 3 【民間性の原則】 民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動をすすめます。
- 4 【公私協働の原則】 公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめます。
- 5 【専門性の原則】 地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめます。

また、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および事業の企画・実施などを行います。

(新・社会福祉協議会基本要綱より)

目 次

令和6年度 社会福祉法人守山市社会福祉協議会 事業計画	1
令和6年度 社会福祉法人守山市社会福祉協議会 予算書	9
令和6年度 滋賀県共同募金会守山市共同募金委員会 事業計画・予算書	51
令和6年度 日本赤十字社滋賀県支部守山市地区会計 予算書	63
守山市社会福祉協議会のあゆみ	69
守山市社会福祉協議会の組織構成図	75

令和6年度 社会福祉法人守山市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

超高齢社会の進展や核家族化の進行等により、地域での住民同士の関係が希薄化するなか、孤独死、虐待、認知症高齢者の行方不明、8050問題、消費者被害など課題が複雑化、多様化、そして潜在化しています。

こうした中、守山市社会福祉協議会では、令和4年度から4ヵ年計画で「第4次地域福祉活動計画」を実施しています。この活動計画は、①福祉を考える意識（ココロ）づくり、②地域の担い手を育てる人材（ヒト）づくり、③ともに支え合う地域（マチ）づくり、④安心して暮せる体制（シクミ）づくりを基本目標としています。市民一人ひとりが、日々ともにつながり、楽しみや生きがいを見出し、生活上の様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活をめざします。市社協が住民の皆さんとともに中心となって、地域福祉の課題の解決に向けて邁進します。

「つながり 支え合って ともに生きるまちづくり」を推進し、ひきこもり問題やヤングケアラーなど、制度のはざまにあって深刻な実態が表面化しにくい中、複合的な課題を抱えた世帯等への支援を一層進めるため各事業を推進していきます。

令和6年度は、計画の後半となる3年目として、「地域共生社会」の実現に向け、自治会をはじめ、関係機関・団体、企業等多様な主体とも連携・協働して、課題に即応した取組を着実に実施してまいります。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震災害は、改めて大規模災害の凄まじさを目の当たりにすることとなりました。市社協は、復興に向けた被災地支援として、市とともに日本赤十字社を通じた義援金の受付を開始するとともに、県市町社協と連携して石川県七尾市のボランティアセンター開設運営支援に職員を派遣しました。社会福祉協議会は、大規模災害時には被災者のニーズに応じた支援を行うため、災害ボランティアセンターを開設し、全国から集まるボランティアの調整を担います。今回の災害における被災地での活動経験や様々な支援情報をしっかりと踏まえて、守山市災害ボランティアセンターの体制強化に努めます。

令和6年度も地域福祉部、介護事業部、中部地域包括支援センターが密に連携し、市社協職員が積極的に地域に出向き、課題の発見、課題提案、解決に向けてのコーディネートができるよう、資質の向上に努めるとともに、住民の皆さんから頼りにされる市社協づくりに全力で取り組みます。

II 各事業の推進

【1】地域福祉事業

1 令和6年度の重点事業

(1) 地域活動支援コーディネーター配置による学区社協との連携強化

地域福祉活動の拠点である地区会館との連携強化のため、地域活動支援コーディネーターを新設（1人）し、日常的に地区会館を訪問し情報提供・共有を図るとともに、地域福祉推進員、会館職員、市社協による学区社協・市社協事務局会議を開催し、地域課題の解決に向け、取組を強化します。

(2) ひきこもり支援の強化

これまでのひきこもりサポート事業に加えて、専門職の相談員（認定カウンセリング心理士）を配置し、当事者やその家族の相談援助を行ないます。また、市内全世帯を対象にひきこもり実態調査を実施し、当事者や家族への声を把握し、ニーズに応じた支援策の検討を行います。

(3) 福祉教育の推進

令和5年度から実施している市内小中学校への「福祉活動推進校指定」の取組をさらに進めます。また、指定を受けた学校が継続して福祉教育の取組を推進していただけるよう経費助成を拡充します。

子ども福祉委員についても、拡大と充実を図ります。市内の学校を通じてより多くの子どもたちに呼びかけ、学区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、福祉施設等と連携し、福祉・ボランティア活動への理解と活動者のすそ野を広げていきます。

2 法人の運営

住民の皆さんからの信頼と理解を得られるよう、法人の運営状況について、より一層透明性を確保し、住民への情報公開を積極的に行います。また、住民や施設・団体・事業所等の地域福祉活動への参加促進を図るため、職員の資質を高め、広報啓発活動を充実します。

(1) 役員等による運営体制

- ア 理事会、評議員会の開催
- イ 経営会議の開催
- ウ 監事監査の実施
- エ 第三者委員の設置

(2) 運営管理

- ア アドバイザー（税理士・社会保険労務士）の配置
- イ 産業医の配置
- ウ 会用车、活動備品、事務機器・ソフト・システムの整備・保守
- エ 職員研修の実施（階層別研修、課題別各種研修への参加、全体研修）
- オ 各種職員会議の開催
- カ 行政との情報交換会の開催

(3) 広報啓発活動の推進

- ア 社協だよりの発行（年4回発行：7月、10月、1月、4月）
- イ 社協ほっと♡ホット福祉大賞（川柳と写真の募集）
- ウ ホームページの運営
- エ SNS（フェイスブック、インスタグラム、エックス）の活用による情報の即時発信
- オ 市民福祉講座の開講

(4) 表彰・顕彰

- ア 社会福祉事業功労者等表彰式の開催
（社会福祉功労、感謝、社協ほっと♡ホット福祉大賞入賞者）

(5) 会員（会費）の募集

- ア 一般会員加入依頼（1世帯200円・5月に自治会を通じて依頼）
- イ 賛助会員加入依頼（個人・一口1,000円・9月に自治会を通じて依頼）
- ウ 特別賛助会員加入依頼（事業所・一口5,000円・7月に依頼）
- エ 施設および団体会員加入依頼（一口1,000円・7月に依頼）

(6) 財源確保の取り組み

- ア 会員募集カラーチラシの全戸配布と啓発
- イ 社協だよりに広告募集（チラシを作成し、会員企業などへ訪問し勧奨）
- ウ 企業や施設、団体を訪問しての勧奨
- エ インターネットによる会費、募金の呼びかけ

3 善意銀行運営事業

市内外の皆さまから、善意の寄附（金銭、物品）を受け、寄附者の意向に沿いながら、これを効果的に活用することで、地域福祉の推進を図ります。

- (1) 火災等に見舞われた世帯への災害見舞金の贈呈
- (2) 児童養護施設「守山学園」の園生に小学校入学祝品および学園卒園者に祝品贈呈

- (3) 全国健康福祉祭(ねんりんピック)に滋賀県代表として出場する高齢者へ激励金贈呈
- (4) 生活困窮者へ食料品(米、その他)、日用品などの支援
- (5) 社協が行う地域福祉活動への助成
 - ア 社協だよりの発行経費(善意銀行だより掲載、各戸への配付経費他)
 - イ 学区社会福祉協議会活動への助成
 - ウ 生活困窮者への緊急一時生活資金の原資の支援
- (6) 寄附者の指定する事業や施設等に寄附金品を贈呈(指定寄附)

4 基金運営事業

各基金を確実・安全な方法により管理・運用し、利息等を地域福祉活動に活用します。

- (1) 福祉基金
- (2) ボランティア基金
- (3) 中村一彦・鈴子守山ほたるの子基金

5 小地域福祉活動の推進

「つながり 支え合って ともに生きるまちづくり」をめざして、学区社協や自治会、また民生委員児童委員協議会等との連携を深め、地域ぐるみによる見守り・支え合い体制の構築を意識した小地域福祉活動を推進します。

(1) 学区社協との連携強化

- ア 学区担当職員の配置(1人1学区担当制の継続)
- イ 地域活動支援コーディネーターの配置(1人新設)
- ウ 学区社協連絡会議(年数回): 学区長、民児協会長、地域福祉推進員等、地区会館職員
- エ 学区社協・市社協事務局会議(毎月): 地域福祉推進員、地区会館職員、市社協職員
- オ 学区社協理事との懇談会(9、10月頃)

(2) 学区社会福祉協議会への助成

- ア 課題解決(5万円)
- イ 歳末活動(5万円)
- ウ 見守り支え合い活動(対象者数×100円×訪問月数)
- エ 小地域福祉活動推進事業(10万円+1万円×自治会数)
- オ 地域福祉活動計画推進(一般会費納入世帯数×90円+個人賛助会費納入額×1/2)
- カ 福祉協力員活動(協力員数×5,000円)
- キ すこやかサロン(月1.1万円)
- ク 在宅介護者のつどい(1万円+参加者数×2,000円、年2回まで)
- ケ ひとり暮らし高齢者ふれあいお楽しみ会(2万円+参加者数×1,500円、年2回まで)
- コ サロンボランティア活動講座(1万円、年2回まで)
- サ 多世代交流サロン(3万円)
- シ 社協だより配付に伴う交付金(22,300円+25円×全戸配付数)

(3) 自治会福祉活動への助成

- ア 健康福祉部会設置および活動充実強化(3万円)
- イ 在宅介護者のつどい(5,000円+参加者数×1,000円、年2回まで)
- ウ 見守り支え合い活動(対象者数×100円×訪問月数)
- エ 子育てサロン(月2,500円、参加者数による加算最大3万円)
- オ すこやかサロン(月1.1万円)
- カ 多世代交流サロン(3万円)

(4) 地域福祉推進員の活動推進

- ア 学区社協・市社協事務局会議(毎月)
- イ 学区地域福祉活動計画の推進
- ウ 自治会健康福祉部会への参加

- (5) 福祉協力員の活動推進
 - ア 研修会の開催(市全体、学区単位)
 - イ 活動内容の周知・啓発
- (6) もりやま地域共生大会の開催
 - ア 企画・運営会議の開催
 - イ 表彰式(再)、講演会の実施
 - ウ 福祉活動等の展示ほか
 - エ 障害福祉関係者で開催する「ふれあいフェア」との一体的開催
- (7) 守山市地域福祉活動推進委員会の開催(予定)
 - ア 第4次守山市地域福祉活動計画の進捗管理
 - イ 第5次守山市地域福祉活動計画の策定準備
- (8) 地域づくり事業(重層的支援体制整備事業:市受託)
 - ア コーディネーターの配置
 - イ 多様な市民交流の場や居場所づくり
 - ウ 自治会健康福祉部会の設置・充実に向けた支援(再)
- (9) 生活支援体制整備事業(市受託)
 - ア 第1層(市域)生活支援コーディネーターの配置(市社協職員)
 - イ 第2層(学区)生活支援コーディネーターの配置(地域福祉推進員)
 - ウ 第2層協議体の運営支援と地域に応じた取り組みの推進
 - エ 生活支援サービス一覧等の作成
- (10) 子ども食堂実践者交流研修の開催支援
 - ア 交流会の開催(年2回)
- (11) 福祉施設等連携協働事業
 - ア 連絡会議の開催(年2回)
 - イ 地域ぐるみの見守り支え合い活動協力事業者登録の推進

6 相談・支援事業の実施

地域住民の暮らしの心配ごとや困りごとを受けとめ、寄り添いながら、市社協にあるボランティアセンターや善意銀行などあらゆる機能を活用し、関係機関と連携しながら、課題解決に向けた支援を行います。

- (1) 市社協職員による心配ごと相談の実施
 - ア 電話、来所、訪問による相談
- (2) 地域福祉権利擁護事業の実施
 - ア 判断能力に不安のある方の金銭管理等の支援
 - イ 自立生活支援専門員の配置(市社協職員)
 - ウ 生活支援員の配置
- (3) 生活困窮世帯への相談・支援の実施
 - ア 食糧等の支援、緊急一時生活資金の貸付
 - イ 歳末たすけあい激励金の交付
- (4) 生活福祉資金(貸付元:県社協)の貸付相談など
 - ア 福祉資金、教育支援資金
 - イ 総合支援資金、緊急小口資金
 - ウ 新型コロナ特例貸付償還事務
- (5) ひきこもり支援事業の実施
 - ア 職員による常設相談の実施
 - イ ひきこもりサポーター養成連続講座の実施
 - ウ 守山ほたるサポート事業(当事者のボランティア活動の推進)
 - エ ほたるの広場(ひきこもり者やその家族の交流事業)の実施
 - オ 認定カウンセリング心理士等の資格を持つ専門職による相談の実施(予約制)

- カ ひきこもり実態調査の実施
- (6) 地域福祉活動センターの設置
 - ア 空き家の借上げ
 - イ ひきこもり者やその家族会（レリーフ）の活動拠点の支援
 - ウ 多様な主体が集う居場所づくりの推進
- (7) その他の支援事業
 - ア 緊急医療情報配備事業（暮らしの安心メモ・命のバトンの配付）
 - イ 要介護3以上の高齢者へのふとん丸洗いサービス

7 ボランティア活動の推進

ボランティアに関する相談や情報発信を積極的に行い、広く市民にボランティア活動について関心を持ってもらうとともに、活動機会の拡充に努めます。また、学区や自治会への支援からみえてきた地域の課題を把握し、この解決に向けて取組を進めます。

(1) ボランティアセンターの運営

- ア ボランティアコーディネーターの配置
- イ ボランティア活動の相談・紹介
- ウ ボランティアの登録(個人・グループ)
- エ ボランティア活動に関する情報発信(フェイスブック、広報誌、ホームページ)
- オ ボランティア保険の申込受付
- カ ボランティアグループの活動支援(登録グループへの活動助成、ボランティア連絡協議会との連携、各種助成制度の案内)(登録グループへの活動助成の拡充)
- キ 学区や自治会への支援をとおして福祉課題の把握

(2) 福祉教育の推進

- ア 福祉活動推進校と協働による実施(継続実施に向けた助成の拡充)
- イ 子ども福祉委員の設置
- ウ 出前講座(地域福祉部、介護事業部)の実施

(3) 生活支援ボランティア活動の推進

- ア 利用への相談・ボランティア調整
- イ 活動に関する情報の提供(フェイスブック、広報誌、ホームページ)
- ウ 利用増進に向けた情報発信(ケアマネジャー、障害者相談支援事業所)

(4) 災害ボランティアセンター体制の充実

- ア 災ボラ！カフェの開催
- イ 災害ボランティアセンター運営ネットワーク会議の開催
- ウ 災害ボランティアコーディネーター会議の開催

(5) 高齢福祉事業

- ア お話し相手ボランティア派遣事業の実施(市受託)
- イ 福祉有償運送事業の実施(市補助)(要件緩和：通院のみから買い物支援の追加拡充)
- ウ いきがい活動ポイント事業の実施(市受託)
- エ ひとり暮らし高齢者への年賀状送付事業の実施(小学生、民生委員、赤十字奉仕団協働)
- オ いきいき活動事業の実施(アクティブシニアのボランティア活動の振興)

(6) 障害福祉事業

- ア 市広報点字版発行事業の実施(市受託)

(7) 児童福祉事業の実施

- ア ファミリー・サポート・センター事業の実施(市受託)
- イ 子育て応援フォーラムの開催(地域(子育てグループなど)支援・相談体制の充実)
- ウ 自治会子育てサロンへの助成(月2,500円、参加者数による加算最大3万円)(再)

(8) その他のボランティア活動等の推進

- ア 車いす車両貸出しお出かけ応援事業の実施
(使用制限の緩和：利用範囲を県内のみから県内外に拡充)

- イ ペットボトルキャップ回収事業の実施
- ウ 福祉用具、イベント機器、レクリエーション機材等の貸出
- エ ボランティア「はじめの一步」講座の実施（手品など技術を身につける講座の開設）

【2】介護等事業

1 安定感のある事業展開

新しく制定される介護職員等処遇改善加算を活用し、介護職員の確保に向けて処遇改善をし、地域の利用者に安定した専門的サービスの提供ができるよう準備を行います。

また、感染症発生時や災害時でも良質な介護サービスが提供できるよう職員配置や教育体制を充実させてまいります。

2 主な介護各事業

(1) 居宅介護支援事業

介護事業部の事業所への紹介率を上げるため、それぞれの事業所の特色を活かせる利用者を増やしていくことや利用者のニーズや希望を伝え実現できるよう連携していきます。経験年数が長いパート職員の退職に伴い正規職員1名を採用予定しており、職員体制を維持させてまいります。また、リモートでの勤務は継続させ、働く場所を選ぶことができる仕組みを整備していきます。近隣の病院の地域連携室への訪問は継続して実施し、各事業所の特色や強みの紹介などを重点に進めてまいります。

(2) 訪問介護事業

経験年数の少ない職員に対してサービス提供責任者3名による同行訪問を積極的に実施し、職員の介護力向上・平均化を図り介護度の高い利用者の対応や利用者の思いに沿ったサービスができるようにしてまいります。育児休暇取得中の職員が復職予定であることや変形労働時間制での勤務を継続することにより職員体制を安定させ、次世代を担う職員の育成に取り組みながら、利用者ニーズに沿った訪問介護を実施してまいります。特定事業所加算Ⅰの要件である職員の個別研修計画は育成計画と合わせ各職員に求める内容にし、職員の資質向上を目指します。

(3) 障害者自立支援事業

障害福祉サービスの知識については、各職員により差が大きいので研修により技術等のスキルアップを図りサービス向上を目指します。同時に実施している訪問介護とのサービスのバランスを検討しながら訪問時間帯を調整し、新規依頼に対応してまいります。

(4) 通所介護事業

地域で必要とされる事業所となるため、継続してあらゆる利用者を受け入れられるよう事業所の体制づくりを強化します。また、市内のケアマネジャーに事業所の利用状況の案内や重介護利用者の対応可能な寝台浴など機械浴設備の充実をアピールし利用者の紹介率の向上を目指します。さらに送迎体制や清掃業務などの付随業務を外部委託し、職員がケアに重点を置けるよう環境を整え、重介護利用者の受け入れが強化できるよう職員体制を充実させてまいります。看護職と介護職の連携により利用者が安心して入浴、個別機能訓練、食事などができる体制を維持するため、必要な研修の受講や職員のモチベーション向上のための処遇改善を図ってまいります。

(5) 認知症通所介護事業

通所介護事業所と協力し新たな体制をつくり認知症ケアの向上について話し合いを実施し、認知症の軽度から重度の利用者まで安心して楽しく過ごしていただける支援ができる事業所を目指してまいります。適切な口腔ケアの訓練を継続し、利用者の自宅においても家族が口腔ケアを実施できるよう指導し、常に良好な状態を保つことが可能となる支援してまいります。また、家族支援として家族会を引き続き開催し、多くの家族の皆様に参加してもらえるような内容にすることや利用者宅訪問を増やしデイサービスでの様子を伝え、要望を伺う機会を増やしてまいります。

(6) 訪問看護事業

令和5年度より開始した訪問リハビリは、順調に業績をのばし計画目標も早期に達成できました。今後さらに安定した事業展開が可能となるようリハビリ職員を採用し、リハビリと看護を組み合わせ、多角的に在宅療養を支援できる事業所を目指します。しかし、看護職もリハビリ職も慢性的に人員不足が続いており、職員採用が事業継続の大前提となるため、募集活動も従来の方法に加え求人サイトの利用やSNSの活用を進めてまいります。業務をICT化に移行し2年目になりますが、引き続きデータ管理や記録の見直しを実施し、業務の効率化と内容の充実を図ります。また、県の医療介護情報ネットワークに加入し、病院との情報共有や連携を強め、利用者へのサービス向上を目指してまいります。

【3】地域包括支援センター事業

令和6年度から市と新たに4年間の委託契約を結び、中部地区地域包括支援センター事業を受託します。

新たに認知症地域支援専門員及び事務員を増員して体制を強化し、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」のため、認知症に対する正しい知識の普及啓発のために自治会での認知症サポーター養成講座開催の啓発、本人の気持ちを中心とした本人支援、介護負担軽減のための家族支援を充実させていきます。

また、これまでの活動の中で見えてきた地域課題の中で「高齢者の住み替え問題」「高齢者のペット飼育問題」「高齢者のうつ・自殺企図」について重点課題として取り組み、対応力の強化と他機関との連携を図ります。

【4】その他地域福祉を推進する活動

- 1 共同募金運動の推進(守山市共同募金委員会事務局として)
- 2 赤十字事業の推進(日本赤十字社守山市地区事務局として)
- 3 戦没者追悼事業への助成
- 4 社会福祉現場実習の受け入れ

